6/17 毎日

「反撃能力」保有掲げる岸田政権

「専守防衛」の放棄

自民党が16日に発表した参院選公約では「敵基地ミサイルを含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力を保有し、これらの攻撃を抑止し、対処します」とし、「反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではない」と明記しました。「敵基地攻撃能力」という言葉に変えられました。

「職能を先導してきた安倍晋三元首相は「敵基地攻撃」という言葉にこだわるな。いわば軍事中枢自体を狙っていく。基地である必要はない」などと述べてきました。まさにその通りになっています。岸田文雄首相は5月の日米首脳会談で、「反撃能力」保有を対米公約としています。

「反撃能力」の保有に踏み出す自民党と岸田政権は「敵基地攻撃」。他国領域での攻撃力の保有は、政府が憲法9条のもとで堅持してきた「専守防衛」を投げ捨てるものです。

「必要最小限度」を否定

「専守防衛」とは、政府が「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略」などとしてきたものです。

このもとで、自衛隊による武力行使は、日本の領域内とその周辺に限られ、「他国領域まで行っての武力行使」は原則として許されないとされました。一方、誘導弾による攻撃などの「それを防ぐためにやむを得ずの他に手段がない場合には、例外的に敵基地攻撃も可能」とされました。同時に、攻撃力の保有については「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは憲法の趣旨とするところではない」（政府答弁）とされたのです。具体的には、戦略的核兵器、B52のような戦略爆撃機、ICBM（大陸間弾道弾）、中距離弾道弾などは「他国の領域に対して直接脅威を与えるもの」として禁止されました。

他国領域への「反撃能力」の保有は、まさに「専守防衛」の放棄であり、事実上の憲法改定―立憲主義の破壊です。

改憲・軍拡の突撃隊として日本維新の会は、「中距離ミサイル等新たな装備の拡充」とともに、「『専守防衛』の定義にある『必要最小限』に限るとの規定の撤廃」を公然と掲げました。

元外務省国際情報局長の孫崎享氏は、こうした動きについて指摘します。「米国との集団的自衛権行使として、相手国への攻撃に乗り出す計画だ。米軍との共同の作戦で、日本側がいちいち『必要最小限度』などと言ってはいられないということだ」

日本への全面反撃招く

9条のもとで、「集団的自衛権の行使は許されない」のはず。2015年の安保法制での政府解釈を踏み破ったとの政府解釈を踏み破ろうとしています。9条の全面的破壊です。

5月31日の衆院予算委員会で岸信夫防衛相は、集団的自衛権の行使として「敵基地攻撃」を行うことを認めました。日本共産党の小池晃書記局長への答弁です。

日本ではなく米国への攻撃（着手）に対し、日本が「反撃」することになり、日本と相手国との関係では先制攻撃となります。攻撃のタイミング―相手方の攻撃への「着手」の判断は、全面的に米国に依存することになります。米国に対する攻撃の「着手」すら客観的に認定されないままでの一方的な攻撃となる危険があります。

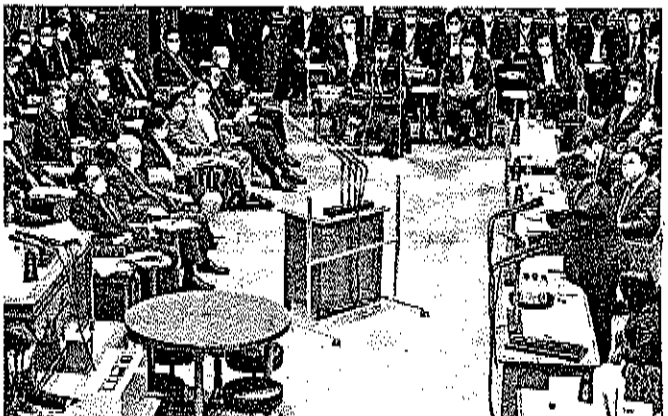

また、安保法制で認められた集団的自衛権は、憲前としては「日本の存立危機」＝「国民の生命・財産」

岸信夫防衛相（中央奥マイク）が集団的自衛権の行使として敵基地攻撃することを答弁。質問者は小池晃書記局長＝5月31日

的自衛権の行使として「敵基地攻撃」を行うことを認めました。日本共産党の小池晃書記局長への答弁です。

日本ではなく米国への攻撃（着手）に対し、日本が「反撃」することになり、日本と相手国との関係では先制攻撃となります。攻撃のタイミング―相手方の攻撃への「着手」の判断は、全面的に米国に依存することになります。米国に対する攻撃の「着手」すら客観的に認定されないままでの一方的な攻撃となる危険があります。

また、安保法制で認められた集団的自衛権は、憲前としては「日本の存立危機」＝「国民の生命・財産」の明白な危険」の排除が目的ですが、実際には「米国に対する武力攻撃」を排除することが武力行使の内容になります。

そうなると米軍が戦闘を続ける限り米軍と一体となって、米国への攻撃を「排除」するまで武力行使を続けることになります。

ここで、「必要最小限度」の歯止めが削除されれば、米軍と共同での相手国の中枢への際限のない攻撃も可能となっていきます。

これが「戦争」でなくて何なのか。まさに9条を全面的に否定するものであり、攻撃は日本に対する全面的反撃として跳ね返ってくることになります。

国民、公明、維新などが進めようとする、自衛隊明記の9条改憲は、こうした9条破壊を全面的に追認するためのものです。

安保法制下、米国への攻撃着手に「反撃」。相手にとっては日本の先制攻撃

米が長く要求してきたもの

流通経済大学教授
植村 秀樹さん

日本の防衛政策は、少なくとも今世紀に入ってからは、「すべて」といっても過言ではないぐらいアメリカとの関係で動いています。

集団的自衛権の行使もアメリカが長い間、要求してきたものです。

「憲法が邪魔をしているのなら改正せよ。憲法を回避して実現できるなら憲法はそのままでもいい」というのがアメリカの態度です。

集団的自衛権が行使できるようになっても、「専守防衛」などという原則があっては「名」だけで「実」に結びつかないわけです。集団的自衛権の行使とは、イラク戦争の英国軍、豪州軍のように、アメリカの戦争について行って一緒にたたかうためのものですから。

つまり、「専守防衛」の破棄は、日本人にとっては「大きな転換」に見えますが、アメリカと日本政府には、当然の次の一歩ということです。

ウクライナ戦争は、国民への脅しに利用されています。「専守防衛」なんて言っていたら、ウクライナのように、あるいはもっとひどいことになる」というイメージを植え付けているわけです。